

信託業の新たな事業機会 NO.3

- 信託契約代理業 -

制度調査部
吉井 一洋

ポイントの整理

【要約】

改正信託業法 2004年12月30日に施行され、大和証券・大和証券SMB Cを始め、信託契約代理業への参入が相次いでいる。

当レポートでは、信託契約代理業のポイントについて整理する。

1. 信託契約代理業とは

改正信託業法では、新たに信託契約代理業を認めている。信託契約代理業とは、『信託契約の締結の「代理」又は「媒介」を営業として行うこと』をいう。

現実には「代理」を行う例は少なく、「媒介」が中心となっている模様である。「媒介」の場合は、契約は、「顧客」と「信託会社」の間で締結される。代理の場合は、信託契約代理店が信託会社の代理として「顧客」と締結することになる。

信託会社は、信託契約代理店が信託契約代理業について顧客に与えた損害に対し、使用者責任と同等の責任を負うことになっている。使用者責任は、一般的に無過失責任と解されている。したがって、契約を締結する権限まで認める「代理」はリスクが大きいと考えられる。

信託契約代理店は、信託契約代理業に関して顧客から「財産の預託」をすることも認められている。ただし、「財産の預託」を受けた場合は、その財産を自己の固有財産（複数の信託会社と信託契約代理業の契約をしている場合は、他の信託契約代理業に関して預託を受けた財産）と分別管理する必要がある。信託業はシステム等の装置産業的な業務であり、新規に算入する信託契約代理店が、信託会社のような分別管理体制を構築するのは困難である。したがって、実際には「財産の預託」はほとんど行われていないものと思われる。

信託契約代理業は、所属信託会社からの委託を受け、所属信託会社のために営む。複数の信託会社から委託を受けることも可能である。

信託契約代理業を営むためには、内閣総理大臣への登録が必要である。登録に際し、最低資本金の要件や純資産額規制は無い。営業保証金も不要である。

他の業務の兼業は公益に反しない限り可能である。

2. 対象となる業務の範囲

(1) 信託業務

信託契約代理業の対象となるのは、所属信託会社が行う信託業務である。例えば、次のような業務



が対象となる。

・特定金銭（又は金外）信託 ・指定金銭（金外）信託 ・特定包括信託 ・有価証券信託
 ・金銭債権信託 ・年金信託 ・退職給付信託 ・土地信託 ・不動産管理信託 等

証券会社が信託契約代理業を行う場合も、信託契約代理業の登録が必要である。その他に、証券取引法上の兼業規制も適用され、兼業のための届出が必要となる。

(2)併営業務

業務の種類

・証券代行 ・遺言信託（遺産整理・遺言執行） など

併営業務...信託銀行は兼営法で可能、信託会社は個別承認

併営業務の代理業...法的には、信託契約代理業には該当しない。（証券会社が代理業を行う場合、証券取引法上の兼業規制 証券代行の代理業は届出、遺言の整理・執行は個別承認）

証券代行業務や、いわゆる遺言信託（遺産整理・遺言執行）は、信託業務ではなく、「併営業務」とされている。

「併営業務」は、信託銀行（信託専門銀行）や信託専門銀行以外の信託兼営金融機関の場合は、信託兼営法^(注1)によって認められている。しかし、信託会社の場合は、個別に兼業の承認を取る必要がある。

(注1)金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

「併営業務」の代理業は、信託契約代理業には該当しない（即ち、信託業法の適用を受けない）。ただし、証券会社が信託銀行等の委託を受けて併営業務の代理業を行う場合は、証券取引法上の兼業規制の適用を受け、届出・個別承認等が必要となる。

3. 信託契約代理店の資格要件

(1)登録申請書の記載事項

信託契約代理店の「登録」を受けようとする者は、申請書、添付書類、その写し（1通）を、管轄する財務局長を経由して内閣総理大臣に提出する。申請書には、以下の事項を記載する。

申請者の主たる営業所等の住所、商号又は名称 氏名（法人にあっては代表者の氏名）、
 役員の氏名、信託契約代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地、
 所属信託会社の商号、他に営む業務の種類、
 個人の登録申請者の兼職状況、法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況
 申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨

添付資料には以下の事項を記載する。

- (1) 欠格事由に該当しないことを誓約する書面
- (2) 業務方法書
- (3) 法人であるときは、定款及び会社登記簿の謄本
- (4) 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本（またはこれに代わる書面）
- (5) 法人であるときは、役員の履歴書及び役員の住民票の抄本（またはこれに代わる書面）、役員が欠格事由に該当しないことを誓約する書面
- (6) 所属信託会社（信託契約代理店に委託した信託会社）との間の信託契約代理業に係る業務の委託契約書の写し
- (7) 信託契約代理業以外の業務を営む場合は、その業務内容を記載した書面
- (8) 申請者が信託契約代理業務に関する知識を有する者であることを証する書面

登録は、所属信託会社による代理申請も可能である。

(2)登録拒否要件

以下のいずれかに該当するときや、申請書もしくは添付書類に虚偽の記載がある、もしくは重要な事項について記載が漏れている場合は、登録が拒否される。

申請者（法人の場合はその役員を含む）が欠格事由に該当業務を的確に遂行するための体制整備が不十分に営む業務が公益に反する。

(3)業務の実施体制

金融庁の監督指針では、登録の審査に当たって、留意すべき事項を定めている。業務を的確に遂行するための体制が整備されているか否かについては、以下の点に留意して審査することとしている。

法人：監督指針 9-2-5 イ～ヘ

- ・詳細は5ページの「資料」を参照。
- ・個人と異なるのはイの項目なので、そのポイントだけを示すと下記のとおりである。

イ ・業務の規模、特性に応じた、顧客管理、苦情・紛争処理、社内教育・研修、法令等遵守の管理（誤認防止体制の確保を含む）、内部監査等を的確に行うための体制

- ・内部監査部門...十分な牽制機能が働く独立した体制
- ・組織及びその事業分掌...業務方法書又は社内規則に記載

個人：監督指針 9-2-5 ロ～ヘ（詳細は5ページの「資料」を参照）

使用人のある個人は、法人に準じて取り扱う

(4)業務遂行能力

金融庁の監督指針では、申請者の業務遂行能力について、「信託業務等に関する知識を有する者等」の確保の状況等により判断することとしている。

「信託業務等の知識を有する者」とは

- ・・・信託銀行OB等、信託3級等の資格取得者、通信講座や所属信託会社の研修修了者など

「信託業務等及び信託関係法令の知識を有する者」

- ・・・コンプライアンス部門での勤務経験等 + 信託業務等の知識

監督指針では、適切な人員確保の例として、以下の基準を示している。

業務遂行能力確保のための体制整備例

法人	人員	営業担当者・・・「信託業務等の知識を有する者」のみ 営業本部・・・「信託業務等の知識を有する者」を複数名配置 内部監査・・・「信託業務等の知識を有する者」を配置 コンプライアンス部門・・・「信託業務等及び信託関係法令の知識を有する者」を配置
		所属信託会社が作成した業務マニュアルの配布 + 業務開始時までに研修等
個人		「信託業務等の知識を有する者」であること
		所属信託会社が作成した業務マニュアルの配布 + 業務開始時までに研修等
		使用人のある個人は法人に準じた取扱い

上記の基準を満たしていない場合は、満たす必要が無い合理的理由を説明する必要がある。

(5) 併営業務の代理業務

証券代行業務や、いわゆる遺言信託（遺産整理・遺言執行）などの「併営業務」の代理業務は、信託契約代理業には該当しない。

したがって、信託契約代理業を申請する者が「併営業務」の代理業も行う場合は、登録申請書の添付書類に、「信託契約代理業以外の業務」としてその業務内容を記載することになる。

4. 信託契約代理店業務の各種義務

信託契約代理店は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に「信託契約代理店」の標識（信託業法施行規則別紙様式第19号による）を掲示しなければならない。

信託契約代理店は、予め顧客に対して次の事項を明らかにしなければならない（説明義務）。

所属信託会社の商号 「代理」と「媒介」の別
 所属信託会社が2以上...信託報酬が所得信託会社ごとに異なる場合はその差異
 財産の預託について、所属信託会社からの権限の付与の有無

信託契約代理店は、信託契約代理業に関して顧客から財産の預託を受ける場合は、分別管理義務が課されている。現実には、「財産の預託」を受ける事例は少ないと思われる。

信託契約代理店には、信託会社と同じく、行為準則の遵守^(注2)、信託契約の内容の説明が義務づけられている。信託契約の内容の説明を所属信託銀行が行うことになっている場合は、信託契約代理店による説明は免除される。

(注2) 虚偽のことを告げる行為、断定的な判断の提供、利益の供与を約した勧誘、損失補てんの契約・補てん、信託契約に関する重要な事項について誤解を生じさせるおそれのあることを表示する又は告げる行為、信託契約代理業務により取得した顧客情報が所属信託会社に提供される可能性があることを告げずに当該業務を行うこと、所属信託会社又は信託契約代理店による信用供与とのタイピング行為、自己又は第三者の利益を図るため顧客に損害を与えるおそれのある信託契約の代理業を行うこと、などが禁じられている。

信託契約代理店は、営業年度又は事業年度ごとに、信託契約代理業務に関する報告書を作成し、毎年度末経過後3ヶ月以内に内閣総理大臣（実際は管轄の財務局）に提出する義務がある。

信託契約代理店は、所属信託会社の営業年度又は事業年度ごとに、所属信託会社が作成した「業務及び財産の状況に関する説明書類」^(注3)を全ての営業所又は事業所に備え置き又は公衆の縦覧に供さなければならない。

(注3) 信託会社には、毎年度末以後4ヶ月を経過した日から1年間公衆の縦覧に供することが義務づけられている。

内閣総理大臣（実際には監督当局）には、信託契約代理店の当該業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときに、信託契約代理店の業務に関する報告・資料の提出を、その信託契約代理店及びその取引先に命ずることができる。さらに、信託契約代理店に対する、監督当局の職員による立入検査も認められている。

その他、行政処分、罰則の適用、所属信託会社の損害賠償責任（使用者責任）などが定められている。

5. 資産流動化と信託契約代理業

信託を用いた資産流動化のアレンジャー業務が信託契約代理業に該当しないかという問題点が指摘されている。

「代理」…信託会社のために「代理」を行う場合を対象（委託者の代理は該当せず？）
 「媒介」…信託会社から委託を受けた場合に限定していない。
 （オリジネーターから委託を受けた場合も含む可能性がある）

監督指針 9-2-1 に対するパブリック・コメントへの回答

「信託契約の締結に際し、委託者及び受益者の両当事者に働きかけ、契約成立に尽力する行為である「媒介」に当たれば・(中略)・信託契約代理業務に該当する」

銀行法施行規則 17 の 2 に対するパブリック・コメントへの回答

「当該アレンジメント業務は信託契約代理業に該当すると考えられます」

信託を用いた資産流動化のアレンジャー業務が「信託契約代理業」に該当する可能性がある。

この点について、明確な解決策は示されていない。実務上は、信託を用いた資産流動化のアレンジャー業務は、信託契約代理業に該当しないと解釈して対応している模様である。

対応 ・立法趣旨が販売チャンネルの拡大にあることから、該当しないと解釈
 ・委託者(オリジネーター)の「代理」であり、該当しないと解釈
 ・委託者(オリジネーター)へのアドバイス等であり「媒介」には該当しないと解釈(信託業法第 67 条に対するパブリック・コメントへの回答に基づく) など

(資料)

9 - 2 - 5 登録拒否事由の審査

信託契約代理業務の実施体制

法令等を遵守した適正な営業を行うための体制として、以下の事項が記載されているか。

イ申請者が法人である場合には、行おうとする信託契約代理業務の規模、特性に応じて、顧客管理、苦情・紛争処理、社内教育・研修、法令等遵守の管理（誤認防止体制の確保を含む。）、内部監査等を的確に行うための体制が記載されているか。また、内部監査部門は、信託契約代理業務を行う全ての部門に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。なお、信託契約代理業務を担当する組織及びその事務分掌について、業務方法書に詳細を記載していない場合には、社内規則に規定しているか。

(注)顧客管理については、所属信託会社に帳票作成事務等を依頼し、信託契約代理店が管理することも可能とする。また、苦情・紛争処理、社内教育・研修、法令等遵守の管理及び内部監査については、申請者が行おうとする信託契約代理業務の規模、特性に応じて、所属信託会社により適正に実施される体制が整備されている場合には所属信託会社に行わせることも可能であるが、その場合には、その旨が業務方法書に記載されていることを確認するものとする。なお、個人である申請者が、顧客管理のための帳票作成事務等、苦情・紛争処理を所属信託会社に行わせる場合も同様とする。

ロ規則第 72 条第 2 項各号に掲げる誤認防止のための体制が記載されているか。

ハ所属信託会社における当該信託契約代理店の管理、指導等の担当部門が記載されているか。また、所属信託会社から定期的に監査を受けることとしているか。

ニ所属信託会社に対して、必要に応じて法令照会等を行うこととしているか。

ホ信託契約代理業務に係る法令違反等について、所属信託会社に直ちに報告を行うこととしているか。

ヘ法令等を遵守し、信託商品の適切な説明を顧客に行えるよう、営業の担当者に適切に研修等を実施することとしているか。なお、申請者が個人である場合には、所属信託会社から十分な頻度で研修等を受けることとしているか。

(注)申請者が使用人のある個人である場合には、法人に準じて取り扱うものとする。